

えびけた網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手繰第三種漁業に該当するえびけた網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

(1) 漁業種類

えびけた網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

50隻

(3) 船舶総トン数

10トン未満であって許可証に記載された総トン数

(4) 推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

(5) 操業区域

三河湾のうち知多郡美浜町河和港南防波堤灯台、知多郡南知多町尾張大磯灯標、西尾市一色町佐久島波ヶ埼灯台及び田原市立馬埼灯台を順次結んだ直線と陸岸により囲まれた海域とする。

(6) 漁業時期

3月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

次に該当する者

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

イ 第1種共同漁業権漁場区域を操業区域とする場合にあっては、アに規定する者かつ当該漁業権者の承諾を予め受けた者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月24日（水）午前8時45分から令和8年7月24日（金）午後5時30分まで

3 備考

(1) この許可の有効期間は、令和8年9月1日（火）から令和11年8月31日（金）までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

(ア) 共同漁業権漁場区域。(ただし、1(7)イに規定する承諾を予め受けた場合は、「共同漁業権漁場区域。ただし、共〇号(承諾を予め受けた第1種共同漁業権の番号を記載)は除く。」とする。)

(イ) のり等養殖施設の周囲50メートル以内の海域。

(ウ) 佐久島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域。

イ 使用する漁具は、次の表の左欄の項目について、それぞれ同表の右欄の範囲内でないといけない。

項	目	範	囲
そ り 板	数	けたの両端に各1枚	
	形	U字型	
	幅	15cm以内	
	長	30cm以内	
	高さ/長さ	0.7以上	
けたの長さ	550cm以内		
歯(爪)の数	30.3cmにつき4本以上		
網	目	15cmにつき28節以下(もじ網にあっては50cmにつき105経以下)	

ウ 漁具を2基以上使用して操業してはならない。

エ 三河湾のうち知多郡美浜町河和港南防波堤灯台、知多郡南知多町尾張大磯灯標、西尾市一色町佐久島波ヶ埼灯台及び田原市立馬埼灯台を順次結んだ直線以南の海域において、小型機船底びき網漁業に使用する目的で、滑走装置を備えたけたを船舶に搭載してはならない。

オ さし網漁業の操業を妨げてはならない。

カ 夜間(日没から日の出までをいう。)操業してはならない。

(3) 第1種共同漁業権漁場区域を操業区域とする場合にあっては、当該漁業権者の承諾を予め受けたことを証する書類(参考様式)を添付するものとする。

(4) 漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号。)附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、この告示の1(4)中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。

(5) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和8年6月23日

愛知県知事 大村秀章